

(証券コード 2215)

2026年3月11日

(電子提供措置の開始日 2026年3月6日)

株 主 各 位

東京都小平市小川東町三丁目6番1号

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 正 統

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.daiichipan.co.jp/company/ir/notify>

(「第一パンについて」「IR情報」「株主総会招集通知」からご覧ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスして、当社名「第一屋製パン」又は証券コード「2215」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、「2026年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」、「2026年定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」をご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、3頁から4頁に記載のとおり、書面又はインターネットにより、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日(金曜日)午後6時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
当社小平工場会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

- 報告事項**
- 1.第84期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第84期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
議案 取締役2名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。
また、ご出席にあたりサポートが必要な株主様は、ご来場の際にスタッフにお声掛けください。
 - ◎ 下記の事項は、電子提供措置事項として当社ウェブサイトに掲載しているため、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ②連結株主資本等変動計算書 ③連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichipan.co.jp>）にてお知らせいたしますので、ご承知おき願います。
 - ◎ 株主総会終了後の株主懇談会の開催は、実施しません。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権をご行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月27日(金曜日) 午後6時必着



インターネットによる議決権行使

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただくことで議決権を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限 2026年3月27日(金曜日) 午後6時まで

※ QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年3月30日(月曜日) 午前10時

❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2026年3月27日(金曜日)
午後6時まで

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクを
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすむ

クリック

<その他のご案内>

- 結果ご通知等の電子配信ご利用のお届出の
- 結果ご通知の電子配信を行っている銘柄を

「次へすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載して

議決権行使コード:

クリック →

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

0120-652-031

(受付時間 9:00 ~ 21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役2名選任の件

取締役南浩二氏及び貝沼利晃氏が、本総会終結の時をもって取締役を辞任により退任しますので、取締役2名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任いただく取締役の任期は、当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>かとう しげはる 藤 茂 治 (1970年1月9日生)</p> <p>新任</p>	<p>1992年4月 株式会社トーマン（現豊田通商株式会社）入社 2010年4月 豊田通商株式会社食糧部麦グループリーダー 2013年4月 同社食料企画部長 2015年4月 豊田通商アジアパシフィック上級副社長 2019年6月 同社COO／Director 2020年4月 豊田通商株式会社穀物第二部長 2021年3月 当社社外取締役 同 年4月 豊田通商株式会社食料・生活産業本部COO 2023年4月 同社新興地域（南米）極CEO補佐兼 NovaAgri（ノバアグリ）社会長兼 CEO 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 豊田通商株式会社新興地域（南米）極CEO補佐兼 NovaAgri（ノバアグリ）社会長 兼 CEO</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 食料事業に携わってきた豊富な経験及び国際的な視点を有するほか、2021年3月に当社社外取締役に就任後、任期満了により2023年3月に退任するまでの実績を当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p>田中 だいすけ 大輔 (1974年7月15日生)</p> <p>新任</p>	<p>1998年4月 株式会社トーマン（現豊田通商株式会社）入社</p> <p>2010年3月 Premier Grain Sdn Bhd (KL, Malaysia) Executive Director</p> <p>2013年4月 Toyota Tsusho Asia Pacific (Singapore) Group Leader</p> <p>2015年4月 豊田通商株式会社穀物第一部 穀物第一グループリーダー</p> <p>2016年4月 同社穀物第一部海外原料グループリーダー</p> <p>2018年4月 Toyota Tsusho Sugar Trading (London,UK) Executive Director</p> <p>2019年4月 Toyota Tsusho Sugar Trading (London,UK) CEO</p> <p>2021年4月 豊田通商株式会社食品流通部食農リテールグループリーダー</p> <p>2024年4月 同社フードソリューション部 サステナブルフードグループリーダー</p> <p>2025年4月 同社アグリサプライチェーン部長 現在に至る</p> <p>同年5月 飼料輸出入協議会理事長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>豊田通商株式会社アグリサプライチェーン部長 飼料輸出入協議会理事長</p>	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>長年食料事業に携わってきた豊富な経験と国際的視野及び専門的な見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社の経営体制を更に強化できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 加藤茂治及び田中大輔の2氏は、社外取締役候補者であります。
3. 加藤茂治及び田中大輔の2氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社の業務執行者を務めております。
4. 加藤茂治及び田中大輔の2氏の選任が承認された場合、当社は各候補者との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2026年4月に同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人観光客数の増加に伴うインバウンド需要の拡大が進行したものの、継続的な物価上昇を背景とした個人消費への影響や地政学的リスクの高まりなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

製パン業界におきましては、鶏卵をはじめとする原材料の価格や物流費・人件費の上昇など、コスト面での負担が一段と高まるとともに、消費者におきましては、賃金の伸び以上の長引く物価上昇による節約志向が定着し、品質・価格ともより一層厳しい選択による購買行動が見られ、引き続き予断を許さない経営環境となりました。

このような環境下において、当社は、2024年度に掲げた全社基本方針である「生まれ変わる（リボン）」を更なる深化・定着させることを目的に2025年度も引き続き掲げ、各部門・各個人が全社一丸となって持続的に成長ができる基盤づくりに取り組んでまいりました。

厳しい環境下ではありましたが、市場における多様なニーズを迅速に捉えるべく、マーケティング部門と商品開発部門の連携を強化し、話題喚起と新規顧客層獲得のため、人気企業とのコラボレーション商品や季節ごとの新商品を積極的に発売するとともに、主力ブランドの定期的なリニューアルによる商品力の向上に努めてまいりました。

また、各種コストの上昇に対応するため、部門別損益管理の強化及び単品毎の原価管理精度を向上させ、原単位での削減可能コストを見極め、徹底したコスト削減に取り組みました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は28,957百万円と前期比1,773百万円（6.5%）の増収、営業利益は、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）活動の継続による生産効率の向上、低採算製品の販売抑制・高採算製品の伸長、その他コスト削減に向けた取り組みの効果はあったものの、原材料価格及びエネルギー価格の高騰や人件費、物流費の増加などにより466百万円と前期比138百万円（23.0%）の減益、経常利益は446百万円と前期比151百万円（25.3%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は320百万円と前連結会計年度において特別利益として固定資産売却益1,366百万円を計上した影響から前期比1,734百万円（84.4%）の減益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

〈食品事業〉

既存の自社ブランド（NB）商品については、特に注力・強化しているマーケティング部門の先導で、長年お客様よりご支持をいただいているロングセラー商品のリニューアルを実施しました。具体的には、「大きなデニッシュシリーズ」及び「ひとくちつつみシリーズ」について、原材料や配合の見直しを行い、パン生地の食感や風味の向上を図りました。

また、例年取り組んでいる石川県金沢市の企業とのコラボ商品につきましては、令和6年能登半島地震で被災された方々を支援するため、売上の一部を石川県を通じて義援金として寄付いたしました。

ハンバーガーチェーン向けなどの業務用食材パンやコンビニエンスストア向け店内加工用食材につきましても、各社の販促企画に合わせた商品提案を継続的に行うことで好調に推移しました。

これらの取り組みにより、売上高は伸長しましたが、原材料価格及びエネルギー価格の高騰や人件費、物流費の増加の影響を受け、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、売上高は28,653百万円（前期比5.9%増）、セグメント営業利益は1,434百万円（前期比19.3%減）となりました。

〈不動産事業〉

横浜工場跡地にかかる賃料収入は、2024年4月から建設完了までの間については予定賃料の一部を計上しておりましたが、建設完了に伴い2025年6月から賃料の全額計上を開始となりました。

以上の結果、売上高は303百万円（前期比151.4%増）、セグメント営業利益は275百万円（前期比238.1%増）となりました。

(2) 部門別売上の状況

部 門 別	売 上 高	構 成 比
食 品 事 業	パ ン 部 門	21,727 百万円
	和 洋 菓 子 部 門	4,558
	そ の 他	2,368
不 動 産 事 業	不 動 産 部 門	303
合 計	28,957	100.0

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は1,385百万円であり、その主なものは生産設備の更新であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当グループは、2026年度の全社基本方針を「成長を創る」とし、持続的な成長に向けて、これまで強化してきた経営基盤を土台として、積極的な設備投資及び新規事業への取り組みを実施してまいります。

食品事業においては、多様化するニーズに即した高付加価値商品の開発を進めるとともに、主力のロングセラーシリーズのブランド再構築を図ります。また、キャラクター商品については、販路拡大を積極的に推進し、これらの施策を通じて市場シェアの拡大と力強い販売動向の維持に努めてまいります。

また、アイテム毎の採算管理、値引管理を徹底することで、粗利を重視した販売戦略を進め、収益基盤の強化に努めます。

不動産事業においては、2022年12月末をもって閉鎖した横浜工場跡地の一部賃料が、2025年6月より全額計上されております。この賃料収入を活かし、厳しい経営環境下においても耐えうる収益基盤の構築と企業の安定性の確保に努めてまいります。

一方、当グループを取り巻く経営環境は依然として厳しく、原材料価格の高止まりやエネルギーコストの変動に加え、物流に関する2024年問題に端を発した配送費の上昇、人材確保競争の激化に伴う人件費の見直しなど、事業運営におけるコスト構造は一段と厳しい局面を迎えており、生産部門では、DPS（Daiichi-pan Production System：第一パン生産方式）による徹底した効率化や経費抑制を引き続き進めてまいります。

現時点では外部要因による費用負担が先行する見通しではありますが、採算管理の徹底と高付加価値商品の構成比の引き上げ、並びに設備投資による生産能力の増強により、収益力の着実な伸長を実現してまいります。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題と認識し、将来の事業展開と財務体質の強化を考慮したうえで、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、配当の原資となるその他利益剰余金の水準に鑑み、現状の損益状況下で配当を実施することは、中長期的な財務の健全性を損なう恐れがあると判断いたしました。

当面は、資本の社外流出を抑制し、限られた経営資源を最優先課題である設備投資へ集中させることが、将来の収益力強化及び企業価値向上に直結するものと考えております。

つきましては、誠に遺憾ながら、当事業年度の配当は無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配を実現できるよう、全社一丸となって業績回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第82期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第83期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第84期(当連結会計年度) (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
売 上 高 (百 万 円)	24,552	26,442	27,183	28,957
親会社株主に帰属する当期純利益 (百 万 円)	△1,145	474	2,055	320
1 株当たり当期純利益 (円)	△165.50	68.51	296.82	46.34
総 資 産 (百 万 円)	17,076	17,730	15,781	16,343
純 資 産 (百 万 円)	5,841	6,211	8,054	8,555

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第82期より、不動産事業に係る収益及び費用等の処理方法に関する会計方針の変更を行っており、第81期については、遡及処理後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年12月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
スリースター製菓株式会社	99百万円	100%	クッキー及び菓子類その他食品の製造並びに販売
株式会社ベーカリープチ	80百万円	100% (18.75%)	パン、菓子類の製造並びに販売
株式会社ファースト・ロジスティックス	50百万円	100%	貨物自動車運送並びに自動車運送取扱

(注) 1. () は間接所有の内数です。

2. 株式会社ベーカリープチは、2022年12月31日をもって事業活動を停止しております。

(8) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業		事業内容
食品事業	パン部門	各種食パン・菓子パン等
	和洋菓子部門	各種和菓子・ケーキ・蒸しパン等
	その他	各種クッキー・菓子類・貨物自動車運送・自動車運送等
不動産事業	不動産部門	保有不動産の管理及び賃貸

(9) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工場 高崎工場 (群馬県) 金町工場 (埼玉県) 小平工場 (東京都)
大阪空港工場 (大阪府)
- ・営業所 横浜営業所 (神奈川県) 新潟営業所 (新潟県) 名古屋営業所 (愛知県)
岡山営業所 (岡山県)

② 子会社

スリースター製菓株式会社

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・工場 高崎工場 (群馬県)

株式会社ベーカリープチ

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号

株式会社ファースト・ロジスティックス

- ・本社 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
- ・営業所 高崎営業所 (群馬県) 金町営業所 (埼玉県) 小平営業所 (東京都)
横浜営業所 (神奈川県) 大阪営業所 (大阪府)

(注) 2025年7月31日をもって、当社の長野営業所を閉鎖しました。

(10) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比
876名	8名増

2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,200,000株
(2) 発行済株式の総数 6,923,391株 (自己株式6,509株を除く。)
(3) 株主数 16,045名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 田 通 商 株 式 会 社	2,314千株	33.43%
MF 資 産 管 理 合 同 会 社	300	4.33
細 貝 理 栄	294	4.26
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	237	3.44
昭 和 産 業 株 式 会 社	145	2.10
株 式 会 社 ニ ッ プ ン	142	2.05
細 貝 智 博	64	0.93
藤 内 依 理 子	58	0.84
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	47	0.68
ミ ヨ シ 油 脂 株 式 会 社	39	0.56

(注) 持株比率は、自己株式(6,509株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 貝 正 統	スリースター製菓株式会社代表取締役会長 株式会社ベーカリープチ代表取締役社長 MF資産管理合同会社代表社員
取締役副社長	黒 土 尚 紀	スリースター製菓株式会社取締役 株式会社ファースト・ロジスティックス取締役
取締役	佐 藤 康 一	商品開発部部长
取締役	南 浩 二	豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBU
取締役	長谷川 千 鶴	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
取締役	貝 沼 利 晃	豊田通商株式会社フードマテリアル部部付
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役
監査役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役CFO クレードル食品株式会社監査役 株式会社ベジ・ドリーム栗原監査役
監査役	小 室 英 夫	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役

- (注) 1. 小山一郎、米田歩及び結城義晴の3氏は、2025年3月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同日付をもって黒土尚紀及び佐藤康一の2氏が取締役に新たに選任され、就任しました。なお、佐藤康一氏は、当社商品開発部部长を兼職しております。
2. 重要な兼職の異動状況について
- ・取締役貝沼利晃氏は、2025年12月1日付で豊田通商株式会社フードマテリアル部部付に就任しました。
3. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況について
- ・取締役兼商品開発部部长佐藤康一氏は、2026年1月1日付で取締役に就任し、2026年2月24日付でスリースター製菓株式会社取締役に就任しました。
4. 取締役南浩二、長谷川千鶴及び貝沼利晃の3氏は、社外取締役であります。
5. 常勤監査役家城裕及び監査役川村竜也の2氏は、社外監査役であります。
6. 取締役長谷川千鶴及び常勤監査役家城裕の2氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役川村竜也氏は、最高財務責任者（CFO）の任を含め、長年に亘る財務部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要等

当社が定款に基づき、社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当グループの取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや諮問機関である人事委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして有効であり、将来においてその導入を阻むものではないが、当面は基本報酬（金銭報酬）のみの運用とする。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、代表取締役社長が、諮問機関である人事委員会に原案を諮問し答申を得、取締役会に上程して決議を得るものとする。
なお、人事委員会は、人事委員会規則に基づき適切な審議を行う任意の委員会である。決議の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月30日に開催の第75回定時株主総会において、取締役の基本報酬の額は年額144百万円以内（うち、社外取締役年額24百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、監査役の基本報酬の額は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	38 (6)	38 (6)	—	—	7 (2)
監査役 (うち、社外監査役)	12 (6)	12 (6)	—	—	2 (1)

(注) 1. 社外監査役1名は子会社から2百万円の報酬を受けております。

2. 社外取締役2名及び社外監査役1名は無報酬であり、上記取締役及び監査役の員数には含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

区 分	氏 名	兼職その他の状況
取締役	南 浩 二	豊田通商株式会社ライフスタイル本部COO フード&アグリビジネスSBU
取締役	長谷川 千 鶴	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
取締役	貝 沼 利 晃	豊田通商株式会社フードマテリアル部部付
常勤監査役	家 城 裕	スリースター製菓株式会社監査役 株式会社ファースト・ロジスティックス監査役
監 査 役	川 村 竜 也	豊通食料株式会社取締役CFO クレードル食品株式会社監査役 株式会社ベジ・ドリーム栗原監査役

- (注) 1. 取締役南浩二及び貝沼利晃の2氏の兼職先である豊田通商株式会社は、当社との間に原材料の売買に係る取引関係があります。また、同社は、当社株式2,341千株（議決権比率33.43%）を有する大株主であります。
2. 長谷川千鶴氏がパートナー弁護士を務める弁護士法人御堂筋法律事務所と当社の特定関係事業者（主要な取引先）である豊田通商株式会社との間には、法律顧問契約に基づく取引があります。
3. 常勤監査役家城裕氏の兼職先であるスリースター製菓株式会社及び株式会社ファースト・ロジスティックスは、当社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況	主な活動状況
取 締 役	南 浩 二	取締役会：全14回に出席	食料を含め様々な事業に携わってきた豊富な経験と専門的な知識に加え、国際的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
取 締 役	長谷川 千 鶴	取締役会：14回中13回出席	弁護士としての専門的見地から、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、透明性の向上を図っております。
取 締 役	貝 沼 利 晃	取締役会：全14回に出席	食料事業に携わってきた豊富な経験や専門的な知識に加え、経営企画部門で培った戦略的な視点を活かして、当社の経営全般に対して積極的に意見表明及び提言を行い、経営体制の強化を図っております。
常勤監査役	家 城 裕	取締役会：全14回に出席 監査役会：全8回に出席	常勤監査役として、監査役会議長を務めており、取締役会及び社内的重要な会議への出席、工場等の往査などを行っております。また、コンプライアンス等の管理全般にわたる幅広い見識と監査役室長等の豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対して的確な指摘・助言を行い、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視し、監査体制の強化を図っております。
監 査 役	川 村 竜 也	取締役会：全14回に出席 監査役会：全8回に出席	財務等の管理全般にわたる幅広い見識と最高財務責任者（CFO）の任などの豊富な経験を活かして経営を監視し、監査体制の強化を図っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

晴磐監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性を確認し、算出根拠や算出内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬額等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、監査役会は取締役会の見解を考慮のうえ、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出します。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,856	流動負債	4,250
現金及び預金	3,005	支払手形及び買掛金	2,131
受取手形及び売掛金	3,810	リース債務	0
商品及び製品	195	未払消費税等	22
仕掛品	29	未払費用	1,296
原材料及び貯蔵品	498	未払法人税等	26
未収入金	256	賞与引当金	57
その他	60	その他	716
固定資産	8,486	固定負債	3,537
有形固定資産	8,247	退職給付に係る負債	2,211
建物及び構築物	1,896	長期割賦未払金	48
機械装置及び運搬具	3,385	長期預り金	958
工具器具及び備品	115	資産除去債務	91
土地	2,849	その他	226
リース資産	0		
建設仮勘定	0	負債合計	7,787
無形固定資産	46	(純資産の部)	
借地権	16	株主資本	8,526
ソフトウェア	16	資本金	3,305
電話加入権	12	資本剰余金	3,658
その他	0	利益剰余金	1,572
投資その他の資産	192	自己株式	△9
投資有価証券	16	その他の包括利益累計額	28
繰延税金資産	120	退職給付に係る調整累計額	28
その他	56	純資産合計	8,555
資産合計	16,343	負債及び純資産合計	16,343

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,957
売 上 原 価		21,463
売 上 総 利 益		7,493
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,027
営 業 利 益		466
営 業 外 収 益		59
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	15	
賃 貸 収 入	11	
受 取 手 数 料	9	
そ の 他	22	
営 業 外 費 用		78
支 払 利 息	16	
固 定 資 産 処 分 損	57	
そ の 他	3	
経 常 利 益		446
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		446
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73	126
法 人 税 等 調 整 額	52	
当 期 純 利 益		320
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		320

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,231	流動負債	4,019
現金及び預金	2,432	買掛金	2,043
売掛金	3,517	リース負債	0
商品及び製品	183	未払金	299
仕掛品	3	未払費用	1,263
材料及び貯蔵品	452	預り金	182
前払費用	45	賞与引当金	44
未収入金	287	その他	185
関係会社短期貸付金	300		
その他	9		
固定資産	8,150	固定負債	3,414
有形固定資産	7,646	退職給付引当金	2,088
建物	1,391	長期割賦未払金	48
構築物	251	長期預り金	958
機械及び装置	3,042	資産除去債	91
車両運搬具	8	その他	226
工具器具及び備品	103		
土地	2,849		
リース資産	0	負債合計	7,434
無形固定資産	45	(純資産の部)	
借地権	16	株主資本	7,948
ソフトウェア	16	資本金	3,305
電話加入権	12	資本剰余金	3,659
その他	0	資本準備金	3,659
投資その他の資産	458	利益剰余金	993
投資有価証券	16	利益準備金	600
関係会社株式	288	その他利益剰余金	393
長期前払費用	24	繰越利益剰余金	393
繰延税金資産	98	自己株式	△9
その他	31	純資産合計	7,948
資産合計	15,382	負債及び純資産合計	15,382

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,853
売上原価		19,868
売上総利益		6,985
販売費及び一般管理費		6,904
営業利益		80
営業外収益		199
受取利息及び受取配当金	18	
賃貸収入	86	
受取手数料	81	
雑収入	13	
営業外費用		79
支払利息	16	
賃貸費用	7	
固定資産処分損失	54	
雑損失	0	79
経常利益		199
税引前当期純利益		199
法人税、住民税及び事業税	△7	
法人税等調整額	52	45
当期純利益		154

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 浅 野 博
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

第一屋製パン株式会社
取締役会 御中

晴 磐 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 浅 野 博
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一屋製パン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人晴馨監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

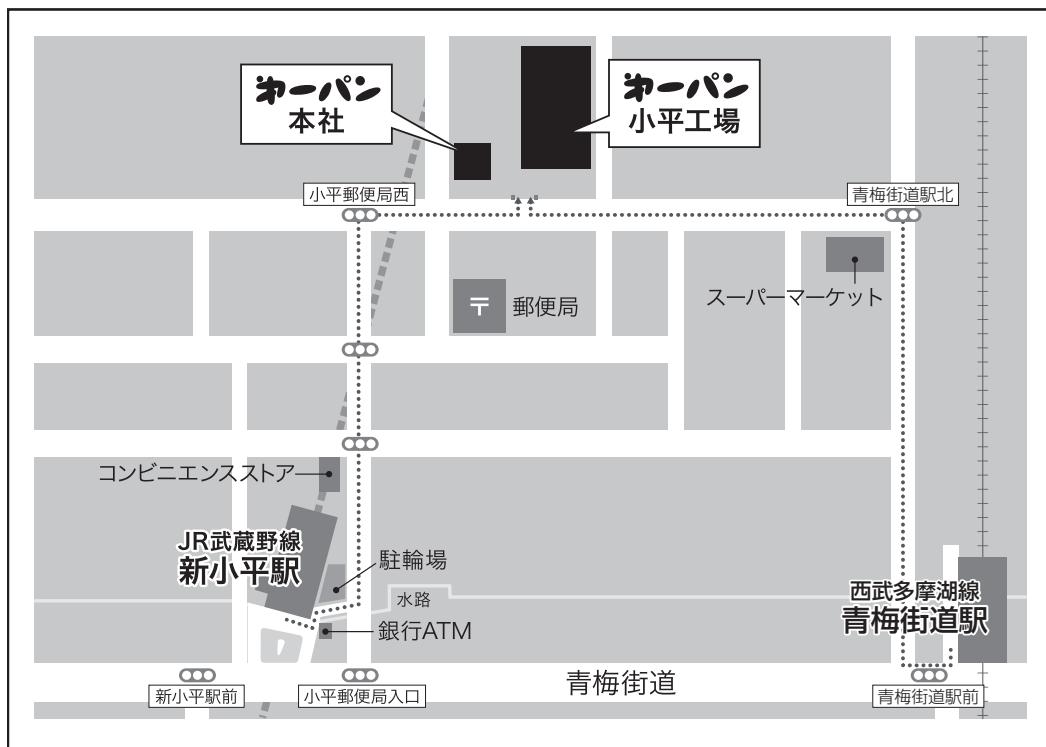
第一屋製パン株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 家 城 裕 也 ㊞
社外監査役 川 村 竜 也 ㊞
監 査 役 小 室 英 夫 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 当社小平工場会議室

〒187-8611 東京都小平市小川東町三丁目6番1号
電話 (042) 348-0211 (代表)



(JR武蔵野線〔新小平駅〕 徒歩約7分)
(西武多摩湖線〔青梅街道駅〕 徒歩約10分)

(注) 会場の駐車場スペースが限られておりますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。